

揣摩臆測(シマオクソク) 当て推量に事情をおしはかること。

杓子定規(シャクシジヨウギ) 何でも一つの規律や基準で律しようとする融通のきかないやり方や態度を言う。

周章狼狽(シュウショウロウバイ) あわてるたえ騒ぐこと。狼も狽も“おおかみ”。狼は前足長く、狽は短いのでいっしょに行動し、両者が離れると倒れるのであわてるという話による。

秋霜烈日(シュウソウレツジツ) 秋の冷たい霜と夏の^{はげ}烈しい日光ということで、権威や刑罰などが非常にきびしいことのたとえに用いられる。“秋霜”だけでは“白髪”にたとえられることがある。

首鼠[×]两端(シュソリョウタン) 穴から首を出して左右をうかがう^{ねずみ}鼠のように、迷って形勢をうかがうことを言う。日より見。

常住坐臥(ジョウジュウザガ) ふだんの生活。また、ふだん。常住不断ということばもある。

正真正銘(ショウシンショウメイ) まさにほんもの、という意味。

精進潔斎(ショウジンケツサイ) 飲食を慎しみ、身体を清め、一心に修行すること。行ないを慎むことや、仕事に精魂を打ち込むことに用いられる。

情状酌量(ジョウジョウシャクリョウ) 裁判官が、犯罪に至った事情のあわれむべき点をくんで、刑を軽くしてやること。

枝葉末節(ショウマッセツ) 主要でない部

分を言う。取るに足らぬ事から。

諸行無常(ショギョウムジョウ) 諸行は宇宙の万物のこと。万物は常に^{ルテン}流転し、変化消滅が絶えないという仏教の根本思想を表わしたことば。

支離滅裂(シリメツレツ) 統一がなく、ばらばらに乱れている状態。

人権蹂躪(ジンケンジュウリン) 蹂躪は踏みにじること。基本的人権を犯すこと。常用漢字にないため、今は“人権侵害”が使われる。

信賞必罰(シンショウヒツバツ) 賞罰を厳格にすること。

針小棒大(シンショウボウダイ) 針ほど小さいことを棒ほどに大きく言うという意味で、物事を大げさに言うこと。